

「原発なくそう！
九州玄海訴訟」

九州玄海訴訟 北九州地域学習会

玄海原発差止め仮処分事件



不当決定を斬る！！

～ 仮処分決定の問題点を知り、次のたたかいにそなえよう～

日時 2018年6月16日(土) 13時30分～

場所 北九州市立生涯学習総合センター
3F ホール

(小倉北区大門 小倉北警察署横)

講師 弁護士 池上 遊

(玄海訴訟弁護団弁護士・北九州第一法律事務所)

参加費 無 料 (どなたでも参加できます)

2018年3月20日佐が地方裁判所は九州電力玄海原発運転差し止めのために申し立てられていた仮処分事件で、申請を却下する決定をしました。

この決定は、福島原発事故の被害を全く考慮しない不当なもので、原告団では即時抗告をし、今後は福岡高裁で審理されます。

この決定のさまざまな問題点について学習します。ぜひご参加下さい。

原告以外の方もご参加いただけます。

九州玄海訴訟 北九州地域原告団

連絡先事務所 北九州第一法律事務所

TEL 093-571-4688 FAX 093-571-4048